表Ｗ１１〇四の項中「法第１条第２項の政令で定める境界」を「（橘港及付近）
法第１条第２項の政令で定める境界」に改める。

表Ｗ１１〇九の項の次に次のように加える。

ＪＰ１１０９	KURE KO AND APPROACHES	１／10,000	法第25条第２項の経路

表Ｗ１１１七Ａ及びＪＰ１１１七Ａの項中「航路、法第５条の航路の区間、法第29条の２第１項の海域」を「（水島港航路、法第29条の
（EASTERN航路、法第29条の
東港）
第５条の航路の区間、法２第１項の海域
PART OF MIZUSHIMA KO）
第５条の航路の区間、法２第１項の海域」に、表ＪＰ１１１七Ａの項中「PLAN：CONTINUATION OF」を「CONTINUATION OF」に改める。

表Ｗ１１１八の項中「、法第６条の２の航路の区間」を削る。

表Ｗ１１１八の項の次に次のように加える。

Ｗ１２２５	佐賀関港及付近、臼杵港		（佐賀関港及付近） 法第１条第２項の政令で定める境界
	佐賀関港及付近	１／45,000	
	（分図）佐賀関港	１／7,500	
	臼杵港	１／7,500	

表Ｗ１１三六１の項中「法第29条の２第１項の海域」を「航路、法第29条の２第１項の海域」に改める。

表Ｗ１１三七１の項中「備讃瀬戸諸分図第１」を「備讃瀬戸諸分図」に、「航路、法第29条の２第１項の海域」を「（下津井港）
航路、法第29条の２第１項の海域」に改める。

表ＪＰ一三四〇ＪＢＧの項を削る。

表ＪＰ四四〇ＪＢＥの項中「浦賀水道、中ノ瀬」を「東京湾（浦賀水道、中ノ瀬）」に改め、「、法第９条の航路の区間」を削る。

表ＪＰ四四ＰＡＳＥの項の次に次のように加える。

ＪＰ５４〇９ＩＵ	東京湾	15分	法第１条第２項の政令で定める境界
ＪＰ５４〇９ＩＶ	東京湾	15分	法第１条第２項の政令で定める境界

表ＪＰ五四〇ＪＢＦの項中「浦賀水道」を「東京湾（浦賀水道）」に改める。

表ＪＰ四四〇Ｔ一三Ｕ及びＪＰ五四〇Ｔ一三Ｖの項中「浦賀水道、中ノ瀬」を「東京湾（浦賀水道、中ノ瀬）」に改め、「、法第９条の航路の区間」を削る。

表ＪＰ一三四〇ＪＢ〇の項を削る。

表ＪＰ四四ＮＶＱ一三及びＪＰ四四ＮＶＱ四の項中「伊良湖水道」を「伊勢湾(伊良湖水道)」に改め、表ＪＰ四四ＮＶＱ四の項の次に次のように加える。

ＪＰ５４ＮＭ１Ｊ	伊勢湾	15分	法第１条第２項の政令で定める境界

表ＪＰ五四ＮＶＱ一三及びＪＰ五四ＮＶＱ四の項中「伊良湖水道」を「伊勢湾（伊良湖水道）」に改める。

表ＪＰ一三四Ｍ五六Ｋ及び表ＪＰ一三四ＮＣ八Ｃの項を削る。

表ＪＰ一三四ＮＣ八Ｋの項中「、法第25条第２項の経路」を削る。

表ＪＰ一三四ＮＣ八Ｓの項の次に次のように加える。

ＪＰ４４Ｍ５６Ｅ	瀬戸内海（豊後水道）	30分	法第１条第２項の政令で定める境界

表ＪＰ四四ＮＣ八Ｉからｊ四四ＮＣ八Ｏまでの項を削る。

表ＪＰ四四ＭＯＮＩの項中「瀬戸内海」を「瀬戸内海（釣島水道）」に改め「法第１条第２項の政令で定める境界、」を削る。

表ＪＰ四四ＭＯＮＯ及びＪＰ四四ＭＯＮＳの項中「紀伊水道」を「瀬戸内海（紀伊水道）」に改め、表ＪＰ四四ＭＯＮＳの次に次のように加える。

ＪＰ４４ＮＣ８Ｉ	瀬戸内海（来島海峡）	30分	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ４４ＮＣ８Ｋ	瀬戸内海（来島海峡）	30分	航路、法第６条の２の航路の区間、法第９条の航路の区間、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ４４ＮＣ８Ｍ	瀬戸内海（備讃瀬戸）	30分	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ４４ＮＣ８Ｏ	瀬戸内海（備讃瀬戸）	30分	航路、法第５条の航路の区間、法第９条の航路の区間、備讃瀬戸東航路の中央、法第29条の２第１項の海域
ＪＰ４４ＮＣ８Ｑ	瀬戸内海（由良瀬戸）	30分	法第25条第２項の経路